DX POS/DX Order　利用規約（株式会社フォーバル）

第１条（利用規約）

1. 本利用規約は、株式会社フォーバル（以下「フォーバル」といいます。）が提供する「DX Order および周辺アプリケーション」（以下「本システム」といいます。）の利用にかかわる一切に適用されます。
2. フォーバルが提供する本システムの対応 OS バージョンについては、iTunes またはこれを後継するサイトにて公開されている各アプリの「互換性」に記載されている内容に準じます。
3. お客様の理由で iPad 等（以下、総称して「タブレット端末」といいます。）のバージョンを更新し、正常に動作ができなくなった場合には補償対象外となります。
4. フォーバルが所定の方法によりお客様に通知する本システムの説明、案内、利用上の注意等（以下「説明等」といいます。）は、名目のいかんにかかわらず本利用規約の一部を構成するものとします。ただし、説明等と本利用規約の内容が異なる場合、本利用規約の内容を優先するものとします。
5. フォーバルは、お客様の了承を得ることなく本利用規約を随時変更することができるものとします。変更後の本利用規約は、E-Mail や WEB ページ掲載等、フォーバル所定の方法にてお客様に通知した時点より効力が生じるものとします。

第２条（仕様）

本システムの仕様は、フォーバルが定めるとおりとします。フォーバルは、本システムの仕様を予告なく変更することがあります。 なお、フォーバルは、本システムの仕様変更に関連してお客様に生じた損害につき一切責任を負わないものとします。

第３条（利用契約の成立）

1. 本システムを利用できるのは、フォーバルに本システムの利用の申込を行ったお客様とします。
2. お客様が複数の事業所・店舗で本システムを使用する場合には、事業所・店舗ごとに申込を行うものとします。
3. 本システムの利用に関する申込は、必ず本システムを利用する個人又は法人自身が行わなければならず、原則として代理人による申込は認められません。また、本システムの利用を希望するお客様は、申込にあたり、真実、正確かつ最新の情報をフォーバルに提供しなければなりません。
4. 本利用規約を内容とする本システムに関するフォーバルお客様間の利用契約（以下「利用契約」といいます。）は、フォーバルがお客様からフォーバル所定の申込書により本システムの利用申込を受け、フォーバルがこれを承諾したときに成立するものとします。なお、お客様が申込書に記名押印した時点で、本利用規約に同意したものとみなします。
5. フォーバルは、お客様の利用申込に際し、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合には、利用申込の承諾を拒否することがあります。

   ①お客様が本利用規約に違反する恐れがあるとフォーバルが判断した場合

   ②フォーバルに提供された申込書記載事項の全部又は一部につき虚偽、誤記、記載漏れがあった場合

   ③お客様が過去に本システムの利用を中断、終了等された者である場合

④その他、フォーバルが申込を適当でないと判断した場合

6. フォーバルは、第 4 項の利用申込を承認したときは、お客様に対し本システムの非独占的な利用を許諾するものとします。

7. フォーバルは、本システムの利用についてフォーバルが指示する内容の制約（アクセス回数、アクセス時間、情報更新の頻度、アクセスに関する表示、送信データの容量及び特定の情報の記載を含むがこれに限られません）をすることができるものとし、お客様は、予めこれを承諾するものとします。

8. お客様は、申込書記載事項に変更があった場合は、フォーバルに対して、フォーバル所定の方法により遅滞なく更新情報を通知するものとします。

9. フォーバルは、本利用契約上の地位を自身の判断で第三者に承継させることができるものとし、お客様は、予めこれを承諾するものとします。

第 4 条（利用目的）

お客様は、本システムを自己の営業行為に利用することができるものとします。

第 5 条（料金の支払）

1. お客様は、本システムの初期費用及び月額費用をフォーバルに支払うものとします。初期費用及び月額費用の金額、支払方法は別紙にて定めるものとします。

2. 月額費用は、納品月の翌月から課金開始とします。
なお、フォーバルが本システムのアカウント情報をお客様に納品し、お客様が納品を確認した日（納品受領書等の記入日）を納品日とし、当該納品日が属する月を納品月とします。

3. お客様が料金の支払方法として口座振替を選択し、本条に規定する料金の支払を怠った場合には、フォーバルが直接お客様に対して初期費用又は月額費用の請求を行う場合があります。

第 6 条（有効期間）

1. 本利用契約は、本システムの利用に関する申込の日から 1 年間有効とします。但し、期間満了の 30 日前までにフォーバル、お客様のいずれからもフォーバル所定の方法による解約の意思表示がない限り、期間満了の翌日から 1 年間、同一条件にて自動的に延長されるものとし、以後も同様とします。

2. 本システムの最低利用期間は、納品日を含む月を1ヶ月目として、12ヶ月目の末日までとします（例えば、納品日が1月15日の場合、最低利用期間は12月末日までとなります。）。最低利用期間が経過した後にお客様が希望する場合には、第7条に従い、本利用契約を解約することができます。

第 7 条（お客様による解約）

1. お客様が利用契約の解約を希望する場合、解約を希望する月の末日の1ヶ月前までにフォーバルが指定する方法でフォーバルに届け出るものとします。

2. 前項により解約となった時は、フォーバルは利用契約終了日（以下「解約日」といいます。）の翌日以降本システムの提供を終了し、サーバーに保存されているお客様の商品データ・顧客データ・売上データなど、あらゆるデータを削除します。なお、フォーバルは、当該データ削除に関してお客様に生じた損害につき、一切責任を負わないものとします。

第 8 条（違約金）

1. 第6条2項に定める最低利用期間内に、お客様が解約を希望する場合には、お客様は違約金として解約日の翌日から最低利用期間終了日までの月額費用に相当する額をフォーバルが指定する期日までにフォーバル所定の方法で支払わなければなりません。

2. 第18条に従い、フォーバルが利用契約を解約した場合にも、解約日が最低利用期間内であれば、お客様は前項に定める違約金を支払わなければなりません。ただし、フォーバルによる解約理由が第18条1項②に該当し、天災などお客様の責めに帰さない事由による場合には、この限りではありません。

3. 利用契約が解約された場合、解約がどのような事由に基づくときであっても、お客様は初期費用の支払義務を免れず、また、すでに支払った初期費用の返還を請求することはできないものとします。

第 9 条（延滞利息）

1. お客様が本システムの初期費用及び月額費用その他の債務を支払期日を過ぎてもなお履行しない場合、お客様は支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数に年 14.6%の割合で計算される金額を延滞利息としてその他の債務とあわせて、フォーバルが指定した日まで現金にて一括して支払うものとします。

2. 前項の支払に必要な振込手数料その他の費用は、全てお客様の負担とします。

第 10 条（インストール）

1. 本システムのインストール方法は、下記のいずれかの方法によるものとします。

①フォーバルによるインストール

お客様がタブレット端末、キャッシュドロアー、バーコードリーダー、レシートプリンタ、無線 LAN セット等（以下、「媒体機器等」といいます。）をフォーバルから購入し、タブレット端末に本システムをインストールすることを希望した場合、フォーバルは本件システムをタブレット端末にインストールしてお客様に提供します。

②お客様によるインストール

お客様が所有するタブレット端末へ本システムのインストールを希望する場合、お客様ご自身で WEB 上から直接本システムをダウンロード及びインストールすることができます。

2. フォーバルは本システムを前項①により提供した場合であっても、媒体機器等が不具合等を起こさないこと及び利用結果を含め、お客様に対し何らの保証も行うものではありません。

3. 本システムを第 1 項②により、お客様ご自身が本システムをダウンロードした場合であっても、フォーバルは、本システムのダウンロードによりお客様の媒体機器が誤作動を起こさないことについて、保証を行うものではありません。

第 11 条（権利の帰属）

1. 本システムに関する著作権、特許権等の知的財産権その他一切の権利は、フォーバル又は正当な権限を有する権利者に帰属します。

2. 前項は、本システムが第三者の知的財産権その他権利を侵害しないことをお客様に対して保証するものではありません。

3. お客様は、第三者から本システムが第三者の知的財産権その他権利を害するものとしてクレーム、請求等がなされ、又は訴訟が提起された場合には、すみやかにフォーバルにその旨を通知することとします。

第 12 条（保守サービス）

1. フォーバルは、お客様に対して、次の保守サービスを提供します。

①本システムの利用に関する電話・メール等によるサポート（訪問サポートをご希望の場合は、フォーバルが別途定める料金が発生します。）

②フォーバルが必要であると判断した本システムの障害及び修復等作業(MDM システムを使用して行う場合も含まれます。)

2. 前項①のサポートの内容は、本システムの操作方法に関するもののみとし、技術的なサポートや、タブレット端末、キャッシュドロアー等ハードウェアに関するサポートについては、フォーバルが別途定める料金が発生します。

3. 第 1 項①のサポート回数の上限は、 1 カ月あたり 10 回までとします。

4. サポートに関する連絡窓口は、電話：0120-77-4086 （平日 10 時-18 時）

電話：03-6452-2195(平日 18 時-22 時半及び土日祝の 10 時-22 時半)

若しくはメール：support.dxorder@forval.co.jp とします。

5. サポート窓口の営業時間は、365 日 10:00～22：30 とします。

6. フォーバルは MDM システムを利用して保守サービスを提供する場合、MDM システムが不具合等を起こさないこと及び利用結果を含め、お客様に対し、何らの保証も行うものではありません。

第13条（ID、パスワードの管理）

1. お客様は自己の責任において本件システムの ID 及びパスワード（以下「パスワード等」といいます。）を管理、保管するものとし、これを第三者に利用させたり、貸与、譲渡、名義変更、売買等をしてはならないものとします。

2. パスワード等の管理不十分、利用上の過誤、第三者の利用等による損害の責任はお客様が負うものとし、フォーバルは一切の責任を負いません。

3. お客様は、パスワード等が盗まれたり、第三者に利用されたりしていることが判明した場合には、直ちにその旨をフォーバルに通知するとともに、フォーバルからの指示に従うものとします。

第14条（禁止事項）

1. お客様は、次の禁止事項に該当する行為をしてはならないものとします。

①本システムの全部又は一部、その他本システムに関連する資料を第三者に譲渡、継承又は貸与すること

②本システムの利用に関する権利を第三者に譲渡、承継、貸与又は担保に供すること

③本システムの全部又は一部を複製、複写、変更、翻案等すること

④本システムに付されたフォーバルの商号又は権利表示を変更、除去又は不明確にすること

⑤本システムを犯罪行為に利用すること

⑥公序良俗に反する目的のために本システムを利用すること

⑦本システムに関して利用しうる情報を改ざんすること

⑧コンピューター・ウィルスを含む電子メールなど有害なコンピューター・プログラム等をフォーバルのウェブサイト等に送信すること

⑨コンピューター・ウィルスを埋め込む等の方法により、フォーバル、その関連会社又は第三者のソフトウェア、ハードウェア、通信機器等の適切な動作を妨害、破壊若しくは制限し、又はそのおそれのある行為

⑩お客様の顧客に関する情報を、本システムを利用して行うサービスの目的以外の目的に利用すること

⑪利用契約に関する情報の開示又は伝達をすること（但し、お客様が利用契約上の義務を履行する上で必要な場合は、かかる情報を開示することができますが、お客様が、かかる情報の開示を受ける者全員をして、上記の目的のためにのみそれを使用させ、かつかかる情報に関連してお客様に適用される制約を遵守させることを条件とします）

⑫利用契約に関する情報を、何らかのマーケティング若しくは販売促進等の目的で利用すること

⑬フォーバル、その関連会社又は第三者の知的財産権その他の権利を侵害すること

⑭フォーバル、その関連会社又はそれらの商品若しくはサービスなどを非難中傷すること

⑮本システムを利用してフォーバルと競合し、又は競合するおそれのあるサービスを提供すること

⑯本システム及びお客様のソフトウェアを通じて得た情報（商品情報を含むがこれに限られません）に関して、フォーバルが定める目的以外に使用すること

⑰お客様のソフトウェアを制作するにあたり、フォーバルの商号又は商標と同一又は類似の文字列を含む商標、URL 等を使用すること

⑱その他、フォーバルが不適切と判断する行為（本利用規約違反を含む）

2. 前項に違反した場合、お客様はフォーバルが被った一切の損害を賠償する責任を負うものとします。

3. お客様の違反により本システムを入手した第三者が第1項各号のいずれかに該当し、フォーバルに損害を与えた場合、お客様はフォーバルが被った一切の損害について賠償する責任を負うものとします。

4. お客様が第1項各号に定める禁止事項に該当する行為を行ったとフォーバルが認めた場合や、本システムの運営上必要があるとフォーバルが判断した場合には、フォーバルは次の措置のいずれかを単独で、又は複数組み合わせて講ずることがあります。なお、これによってお客様に損害が発生した場合であっても、フォーバルは一切責任を負わないものとします。

①本システム上に保存されたデータの全部又は一部の削除

②本システムの機能の一部の利用を制限

③本システムの提供の中断又は終了

④フォーバルからの利用契約の解約

第 15 条（責任の制限等）

1. 本システムは、提供時点に現状有姿のまま提供されるものであり、フォーバルは本システムにエラー、バグ、論理的誤り、不具合、中断その他の瑕疵がないこと、本システムにコンピューター・ウィルス等の有害情報が含まれないこと、ならびに本システムの正確性、信頼性、完全性、適法性、非侵害性、有効性、目的適合性等につき何らの保証も行うものではありません。

2, お客様は、フォーバルの本システムのメンテナンス、通信回線の不具合等、やむを得ない事情により本システムの提供が中断又は終了する場合があることを予め了承し、当該中断又は終了に関し、フォーバルに対して補償を求めないものとします。

3. フォーバルは、前二項のほか、本システムの利用又は利用不能、改変、不正アクセス、本システムに関する第三者のコメント又は行為、その他本システムに関する事象に起因してお客様に生じた一切の損害につき責任を負わないものとします。

4. フォーバルはお客様に対し、本システムがお客様の特定の目的に適合すること、期待する機能を有すること、期待する成果を実現すること等、本システムに関する何らの保証も行うものではありません。

5. お客様は、本システムを利用することが、お客様に適用のある法令、業界団体の内部規則等に違反するか否かを自己の責任と費用に基づいて調査するものとし、フォーバルはお客様による本システムの利用がお客様に適用のある法令、業界団体の内部規則等に適合することを何ら保証するものではありません。

6. フォーバルは本システムを利用した実際の取引、交渉、支払等には一切関与せず、本システムに関連してお客様が被った損害、損失、費用（本システムを通じた取引等に伴う事故、犯罪行為、紛争、契約の取消等に基づく損害等を含みますがこれらに限定されません。）、並びに、本システムの提供の中断、終了、利用不能、変更、及びフォーバルによる本利用規約に基づくお客様の情報の削除、お客様の登録の取消し等に関連してお客様が被った損害、損失、費用等につき、お客様に対し、何らの保証も行うものではありません。なお、本項における「損害、損失、費用」には、直接的損害及び通常損害のみならず、逸失利益、事業機会の喪失、データの喪失、事業の中断、その他間接的、特別的、派生的若しくは付随的損害の全てを意味するものとします。

7. フォーバルのウェブサイトから他のウェブサイトへのリンクや、第三者からフォーバルのウェブサイトへのリンクが提供されている場合がありますが、フォーバルは、自己のウェブサイト以外のウェブサイト及びそこから得られる情報に関しては、いかなる理由に基づいても一切の責任を負うものではありません。

8. 本システムの導入のために行われた設備、システムの改修については、利用契約が終了した場合であったとしても、フォーバルは原状回復の義務を負わないものとします。

第 16 条（損害賠償）

1. お客様は、本利用規約等でフォーバルが免責されている事項を除き、利用契約の履行に関しフォーバルの責に帰すべき事由により直接の結果として現実に被った通常の損害に限り、フォーバルに対し本条第 3 項に定める限度で損害賠償を請求することができます。

2. 前項の損害賠償請求は、納品日から 6 ヶ月以内に行わなければ請求権を行使することはできません。

3. フォーバルに対する損害賠償の累計総額は、法律上の契約不適合責任、不当利得、不法行為その他請求原

因の如何にかかわらず、第 5 条に規定する初期費用及び月額費用のうち、フォーバルが受領済の金額（消費税等を含まない）を上限とします。

第 17 条（本システムの提供の中断又は終了）

1. フォーバルは、以下のいずれかに該当する場合には、お客様に対して事前に通知等することなく、本システムの全部又は一部の提供を中断又は終了することができるものとします。

①本システムに係るコンピューター・システムの点検又は保守作業を定期的又は緊急に行う場合

②コンピューター、通信回線等が事故により停止した場合

③火災、停電、天災地変などの不可抗力により本システムの提供ができなくなった場合

④戦争、動乱、暴動、騒乱、労働争議等により本システムの提供ができなくなった場合

⑤その他運用上あるいは技術上､フォーバルが本システムの一時的な中断等が必要と判断した場合

2. フォーバルは、お客様が下記に該当する行為を行った場合、お客様に対して通知等することなく、本システムの全部又は一部の提供を中断又は終了することができるものとします。

①初期費用及び月額費用の支払を遅滞した場合

②お客様の行為（不作為を含む）によりフォーバルのサービスに支障が生じ、又は支障が生じるおそれがある等、フォーバルの業務の遂行に支障が生じるとフォーバルが認めた場合

③お客様が利用契約等の申込みにあたって、虚偽の事項を記載したことが判明した場合

④利用規約等に違反する行為をおこなった場合

⑤その他、フォーバルが本システムの全部又は一部の提供を中断又は終了することが妥当であると判断した場合

3. フォーバルが前二項の規定に従い、本システムの提供の全部を終了する場合には、第18条に従い、フォーバルから利用契約を解除するものとします。

4. フォーバルは、本条に規定する本システムの全部又は一部の提供の中断又は終了に関して、お客様に損害が発生した場合であっても、一切責任を負わないものとします。

第 18 条（フォーバルによる解約）

1. フォーバルは、お客様に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、何らの催告を要せずに、利用契約を解約することができるものとします。

①第 14 条 1 項各号のいずれかの禁止事項に該当したとき

②第 17 条に準じて本システムの提供の全部を終了する場合

③差押、仮差押、競売、強制執行、滞納処分その他公権力の処分を受けたとき

④破産、会社更生手続開始、特別清算手続開始又は民事再生手続開始の申立てがあったとき又は清算手続が開始されたとき

⑤事業を廃止したとき又は１ヶ月以上事業が中断することが確実なとき

⑥手形交換所の交換所取引停止処分を受けるなど、財産状態が悪化したと認められるとき

⑦お客様の故意又は過失により、フォーバル、本システムの他の利用者又は第三者に損害を生じさせるおそれが生じたとき、又は損害が発生したとき

⑧手段の如何を問わず、お客様が本システムの運営を妨害した場合

⑨暴力団、暴力団員、暴力団関係団体、総会屋、社会活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団若しくはそれらの関係者（以下、総じて「反社会的勢力」という）に該当し、又は反社会的勢力との取引若しくは人的、資金的関係があると合理的に判断されたとき

⑩反社会的勢力を利用して、相手方に対して詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いたとき

⑪その他、フォーバルがお客様に対して本システムの提供を継続することが適当でないと判断した場合

2. お客様が前項各号に該当したことによりフォーバルが損害を被った場合、本システムの提供の中断又は終了、利用契約の解約等の有無にかかわらず、フォーバルは、お客様に対し、被った損害の賠償を請求することができるものとします。

3. お客様が第１項に該当したことにより利用契約が解約となった時は、フォーバルは、お客様の本システムの利用を停止し、サーバーに保存されているお客様の商品データ・顧客データ・売上データなど、あらゆるデータは削除をします。

第 19 条（輸出）

お客様は、本システムを国外に持ち出すときには、事前にその旨をフォーバルに届け出た上で、フォーバルの書面による承諾を得なければなりません。またお客様は、本システムが米国及び日本国の輸出に関する法令及び規制（みなし輸出及びみなし再輸出に関する規制を含め、以下「輸出関連法規」という）が適用され、又は適用される可能性があることを了解し、本システムの利用にあたり輸出関連法規に従うことに同意するものとします。お客様は、本システムにより生成された資料等が、輸出関連法規に違反して、直接間接を問わずに輸出されないこと、輸出関連法規で禁止されている用途（核兵器、化学兵器、生物兵器の拡散、ミサイル技術の開発を含むがこれに限らない）で使用されないことに同意するものとします。

第 20 条（個人情報の取り扱い）

1. フォーバルは、お客様の個人情報（「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年５月 30 日法律第 57 号）第２条第１項に定める「個人情報」をいう。以下同じ）を、「個人情報の保護に関する法律」およびその関連する法令を遵守し、厳正に取り扱うものとします。

2. お客様は、本システムを通じて入手した個人情報を適切に扱い、以下の行為をしてはなりません。

①第三者に開示又は漏洩すること

②第三者又は自己のために利用（お客様の顧客から入手した個人情報を当該顧客との契約に基づき利用する場合を除く）すること

3. お客様は、個人情報への不当なアクセス又は個人情報の紛失、破壊、改竄、漏洩等の危険に対して、最善の安全対策を講じなければならないものとします。

4. フォーバルが、本システムを通じて入手した個人情報は、本システムの運営のためならびに、本利用規約ならびに本利用規約に付随する業務の遂行のため、又は関連するアフターサービス、新商品・サービスに関する情報のお知らせのために利用いたします。

第 21 条（秘密保持）

1. 本利用規約において「秘密情報」とは、本利用規約に関連して、一方当事者が、相手方より書面、口頭若しくは磁気記録媒体等により提供若しくは開示されたか、又は、本システムに関連して知り得えた、相手方に関する技術、営業、業務、財務又は組織に関する全ての情報を意味します。但し、相手方から提供若しくは開示がなされたとき又は知得したときに、既に一般に公知となっていた、又は、既に知得していたもの、相手方から提供若しくは開示又は知得した後、自己の責めに帰せざる事由により刊行物その他により公知となったもの、提供又は開示の権限のある第三者から秘密保持義務を負わされることなく適法に取得したもの、秘密情報によることなく単独で開発したもの、相手方から秘密保持の必要なき旨書面で確認されたものについては、秘密情報から除外するものとします。

2. フォーバル及びお客様は、秘密情報を本システムの目的のみに利用するとともに、相手方の書面による承諾なしに第三者に相手方の秘密情報を提供、開示又は漏洩しないものとします。

3. 前項の定めに拘らず、フォーバルは、本システムの提供に必要な範囲で、第三者に対し、フォーバルが定める一定の範囲のお客様に関する情報を提供するものとします。

4. 第 2 項の定めに拘わらず、フォーバル及びお客様は、法律、裁判所又は政府機関の強制力を伴う命令、要求又は要請に基づき、秘密情報を開示することができます。但し、当該命令、要求又は要請があった場合、速やかにその旨を相手方に通知しなければなりません。

5. フォーバル及びお客様は、秘密情報を記載した文書又は磁気記録媒体等を複製する場合には、事前に相手方の書面による承諾を得ることとし、複製物の管理については、第 2 項に準じて厳重に行うものとします。

6. フォーバル及びお客様は、相手方から求められた場合にはいつでも、遅滞なく、相手方の指示に従い、秘密情報並びに秘密情報を記載又は包含した書面、電磁的記録その他の媒体物及びその全ての複製物を返却又は廃棄しなければなりません。

第 22 条（分離可能性）

本利用規約のいずれかの条項又はその一部が無効又は執行不能と判断された場合であっても、本利用規約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

第 23 条（存続規定）

第 1 条、第 7 条乃至第 9 条、第 11 条、第 14 条乃至第 16 条、第 18 条乃至第 26 条の規定は本利用規約に基づくフォーバルとお客様の間の利用契約の終了後も有効に存続するものとします。

第 24 条（利用契約終了後の措置等）

1. お客様は、利用契約が終了した場合、その終了原因の如何にかかわらず、契約終了後 7 日以内に本システム及び本システムに関連する技術上の秘密を含む一切の資料をフォーバルに返還し、又はフォーバルの書面による指示に従い完全に破棄・削除しなければなりません。

2. 前項により本システムを破棄・削除する場合、お客様は、破棄・削除したことを証明する書面を遅滞なく記名押印又は署名の上発行し、フォーバルに提出しなければなりません。

3. 終了原因及び終了時期の如何を問わず、フォーバルに支払済みの本システムの初期費用及び月額費用はお客様に払い戻されず、いかなる理由によっても相殺できず、利用契約締結日以降のいかなる事由の発生によっても影響を受けないものとします。

第 25 条（規定外事項）

本利用規約に定めのない事項が生じた場合又は本利用規約の各条項の解釈について疑義が生じた場合には、フォーバル及びお客様は互いに協議の上誠意をもって解決するものとします。

第 26 条（裁判管轄）

利用契約に関する紛争は、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

付則

・本利用規約は、2021 年 1 月 1 日より効力を有するものとします。